



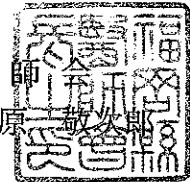
福岡医連発第 886 号（総）

平成 15 年 8 月 1 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬 久 郎



豪雨被害への融資について

標題のことについて、すでに新聞等でも発表されておりますとおり、19 日未明の豪雨災害により被害を受けた中小企業に対する融資制度があり、中でも今回災害救助法が摘要された福岡市、飯塚市、大宰府市、穂波町、志免町に対しては特別枠が設けられました。

つきましては、本融資の概要は別紙のとおりでありますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、内容について不明な点等ございましたら、福岡県経営金融課金融係（092-643-3424）か、福岡県信用保証協会（本部 092-415-2600）へお問い合わせ下さい。

<災害救助法適用市町村>

平成15年7月28日

豪雨により被害を受けられた中小企業者の皆様へ

今回の豪雨災害により、経営の安定に支障が生じている中小企業者の方に対する支援として、経営安定緊急特別対策資金の特別枠の創設などの対策を実施しておりますので、どうぞ御活用下さい。

I 経営安定緊急特別対策資金の特別枠のご利用について

1. 対象者 ※5市町
・災害救助法が適用された市町村内の被災中小企業者の方で、市町村の罹災証明を受けた方。
福岡市、飯塚市、太宰府市
糟谷町、志免町
2. 融資利率 0.9%
3. 保証料率 0%
4. 融資限度額 2,000万円以内
5. 融資期間 7年以内（据置2年以内）
6. 受付期間 平成15年7月29日から平成15年12月26日まで
7. 申込機関 事業所所在地の商工会・商工会議所

II 既に県制度融資を利用している被災中小企業者の方に対する支援

現在返済中の県制度融資において、最長3ヶ月の元金の返済が猶予されます。

1. 対象者
次の要件を共に満たす方
①7月18日から大雨により被災し、経営の安定に支障を生じている中小企業者の方で、市町村長の罹災証明を受けた方。
②既存の借入について、約定のとおり償還を行っている中小企業者の方。
3. 対象制度資金
すべての県制度融資
4. 申込期間
平成15年7月29日から8月29日まで
5. 申込機関
融資を受けている金融機関
6. 添付書類
・据置期間特例措置申込書
・条件変更申込書
・市町村長の発行する罹災証明書（市町村によらない場合は、消防署の発行する被災証明書でも可）

※注意事項

今回の措置は元金の返済猶予の設定のみであり、返済期限の延長等の手続きは別途申込をしてください。

詳しくは、経営金融課、福岡県信用保証協会へお問い合わせ下さい。

経営金融課金融係 092-643-3424
福岡県信用保証協会

・本所 092-415-2600
・大濠支所 092-734-5922
・北九州支所 093-551-2632

・久留米支所 0942-38-1021
・筑豊支所 0948-22-3585
・大牟田支所 0944-52-6011

<その他の市町村>

平成15年7月28日

豪雨により被害を受けられた中小企業者の皆様へ

今回の豪雨災害により、経営の安定に支障が生じている中小企業者の方に対する支援として、最長3ヶ月の元金の返済猶予などの対策を実施しておりますので、どうぞ御活用下さい。

I 経営安定緊急特別対策資金のご利用について

1. 対象者
 - ・ 今回の豪雨により被害を受けられた中小企業者の方で、市町村の罹災証明を受けた方。
2. 融資利率 1. 5%
3. 保証料率 1. 03%以内
4. 融資限度額 2,000万円以内
5. 融資期間 7年以内(据置2年以内)
6. 受付期間 平成15年7月23日から平成15年12月26日まで
7. 申込機関 事業所所在地の商工会・商工会議所

II 既に県制度融資を利用している被災中小企業者の方に対する支援 現在返済中の県制度融資において、最長3ヶ月の元金の返済が猶予されます。

1. 対象者
 - 次の要件を共に満たす方
 - ① 7月18日から大雨により被災し、経営の安定に支障を生じている中小企業者の方で、市町村長の罹災証明を受けた方。
 - ② 既存の借入について、約定のとおり償還を行っている中小企業者の方。
3. 対象制度資金
 - すべての県制度融資
4. 申込期間
 - 平成15年7月29日から8月29日まで
5. 申込機関
 - 融資を受けている金融機関
6. 添付書類
 - ・ 据置期間特例措置申込書
 - ・ 条件変更申込書
 - ・ 市町村長の発行する罹災証明書(市町村によらない場合は、消防署の発行する被災証明書でも可)

※注意事項

今回の措置は元金の返済猶予の設定のみであり、返済期限の延長等の手続きは別途申込をしてください。

詳しくは、経営金融課、福岡県信用保証協会へお問い合わせ下さい。

経営金融課金融係 092-643-3424

福岡県信用保証協会

- | | | | |
|---------|--------------|---------|--------------|
| ・ 本所 | 092-415-2600 | ・ 久留米支所 | 0942-38-1021 |
| ・ 大濠支所 | 092-734-5922 | ・ 筑豊支所 | 0948-22-3585 |
| ・ 北九州支所 | 093-551-2632 | ・ 大牟田支所 | 0944-52-6011 |